

設計業務委託料算定書

金抜設計書

1 業務名 令和7年度 穂高総合体育館床補強工事 設計業務委託

2 委託期間 契約日 から 令和7年10月24日

3 業務概要 以下及び別添仕様書のとおり

○ 追加業務

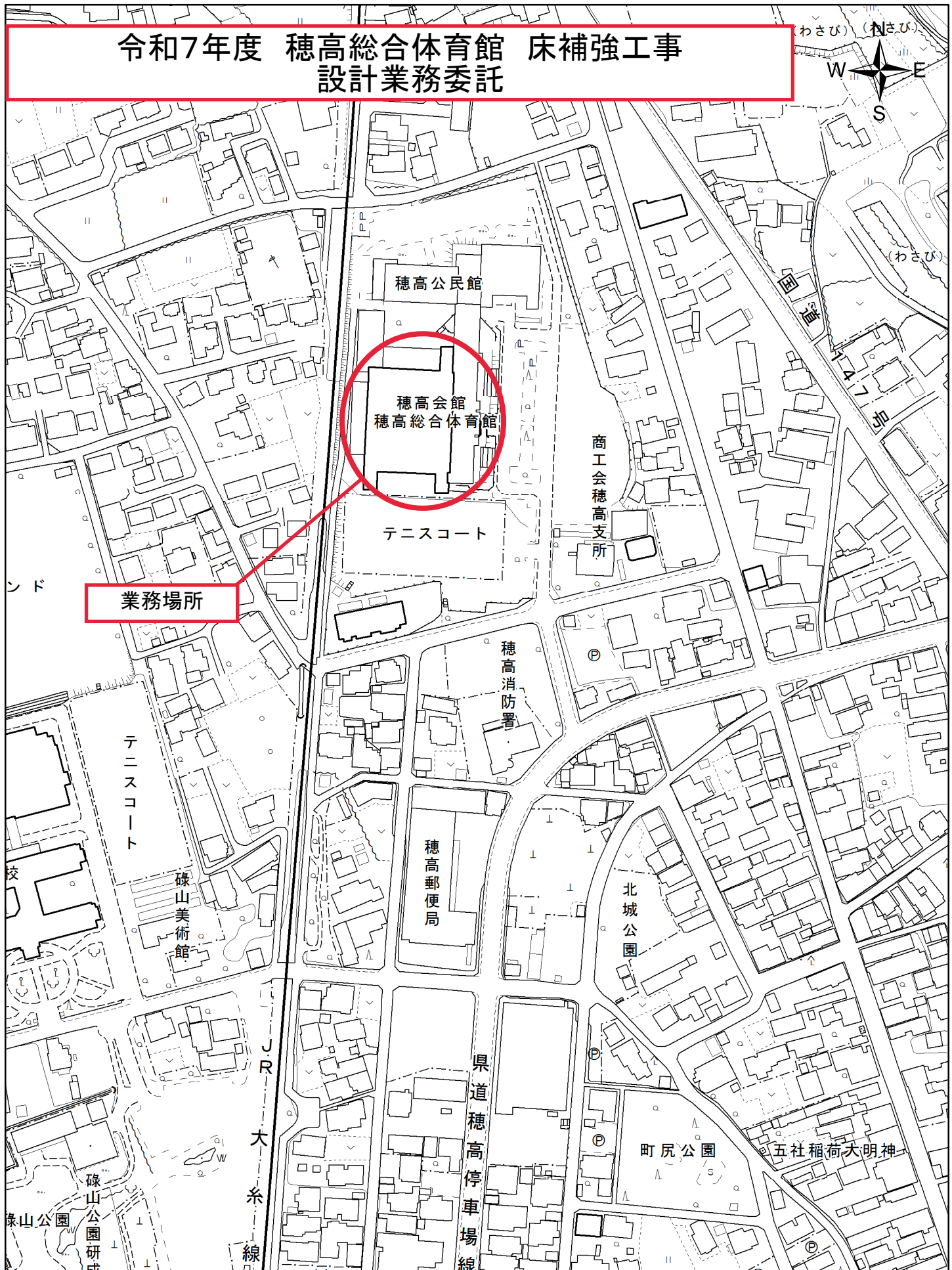
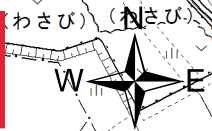
現地調査、工事工程表

内 訳 書

項 目	内 容	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額	摘 要
1 直接人件費		1	式			
(Σ{(業務人・時間数)×(直接人件費単価)})						
※業務人・時間数=一般業務+追加業務						
2 諸経費		1	式			
3 技術等経費		1	式			
4 特別経費		±	式			
委託料計		1	式			
消費税相当額		1	式			
合 計						
※確認申請等手数料		±	式			

位置図

令和7年度 穂高総合体育館 床補強工事
設計業務委託



1:2,500

0 45 90 180 m

令和 7 年度
穂高総合体育館床補強工事
設計業務委託
特記仕様書

安曇野市 総務部 財産管理課

I 業務概要

1. 業務名称 令和7年度 穂高総合体育館床補強工事 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(ア) 施設の名称 穂高総合体育館

(イ) 敷地の場所 安曇野市穂高5047

(ウ) 施設用途 体育館

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第三号 第1類とする。

(エ) 既存施設竣工年月 昭和55年

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(ア) 敷地の条件

a. 敷地の面積 27,259.00m²

b. 用途地域及び地区の指定

1) 用途地域 都市計画区域内 第一種住居地域 22条地域

2) 防火地域 指定なし

3) その他地区等 ー

(イ) 施設の条件

a. 延べ面積 5,387.03m²

b. 主要構造 鉄筋コンクリート造 3階建

c. 業務範囲 ○穂高総合体育館 床補強工事の実施設計業務一式
・メインアリーナの一部の床補強工事

d. 耐震安全性の分類

① 構造体 (Ⅱ) 類

② 建築非構造部材 (A) 類

③ 建築設備 (乙) 類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計第126号、

国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- e. 建築物の類型 第三号 第1類とする。
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二)

(ウ) 建設の条件

- a. 予定工事費 ***** 千円 (工事内容により決定)
b. 建設工期 (予定工期) 令和8年度

(エ) 設計と条件の資料等

- a. 設計と条件については、次による。
- 設計工期 契約日 から 令和7年10月24日
 - 当施設は令和10年に開催される第82回国民スポーツ大会のウエイトリフティング競技の会場になっており、競技の正確性と構造躯体の安定性を確保するために競技箇所の床補強を行う工事のための設計である。
 - 詳細を調整し施設管理者と打合せのうえ設計する。
 - 図面等に記載する工事名称は監督員と協議のうえ決定すること。
 - 高強度鋼製床下地構成材 G-1000同等品を利用した設計とすること。
 - 概算工事費を令和7年9月末日までに報告すること。
 - 穂高会館消防設備更新工事と同時期に工事を行う予定のため、影響が考えられる場合は監督員と協議すること。
- b. 敷地及び配置計画について
- ・日照・通風の確保、騒音・振動の抑制並びに周辺道路の交通障害等を考慮し、周辺環境と調和した計画とする。
 - ・既存樹木の活用と修景緑化、駐車場の適正確保と歩車道の分離並びに積雪寒冷地における雪及び凍害対策を考慮した計画とする。
 - ・景観法等に基づく「安曇野市景観計画」に沿い、周辺の景観に配慮し地域景観の形成を図る。
 - ・既存建物、敷地周囲の構造物、障害物等を十分調査し、建物配置を計画すること。
- c. 建物計画について
- ・公共施設としての特性を踏まえ、耐震性能の確保並びに出水、火災等に対する安全対策を考慮した計画とする。
 - ・身体障害者、高齢者等の施設利用を考慮し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」並びに「長野県福祉のまちづくり条例」の基準に適合するように計画する。
 - ・敷地の環境条件、用途、規模等を総合的に考慮し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の基準に準拠し、省エネルギー化を図る計画とする。
 - ・快適な室内環境を確保するため、色彩及び使用材料の適正な選択、換気、通風及び採光の確保、結露防止及び断熱化を図る等、適切に計画する。

- ◎保全義務が効果的に行われるよう、耐久性及び耐汚染性の高い仕上げ材料の選定等、容易に維持管理が行えるよう配慮した計画とする。
- ・空調設備は再生可能エネルギーの採用、中間期の負荷の低減、ランニングコストの低減、良好な室内環境の配慮等の検討を行う。
- ・「安曇野市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針」に基づき、建築物の木質化、家具等の木質化に努める。

d. その他

- ・コストと耐久性の両面から工夫しライフサイクルコストの低減が図れること。
なお、建設コストは必ず予定工事費以下とすること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し誰もが使いやすく、快適に利用できること。
- ・必要に応じてワークショップ等により保護者・住民等の意見を聞く機会を設け、住民意見を反映した計画に努めること。
- ◎産業廃棄物については、リサイクル法、産業廃棄物処理法を考慮し、分別解体を徹底し、再資源化又は再利用化を図る。
- ◎工事中の騒音・振動の抑制、搬出入車両の事故の防止・道路環境保全、落下物等に対する養生、解体工事における崩落対策等を考慮する。
- ◎解体部に特別管理産業廃棄物が使用されている場合については、法令等により適正な処分を行うように計画する。
- ◎既存敷地内での工事となるため、施設利用者動線、障害物、道路幅員、交通規制、通路（重機搬入・長大物搬入）等を十分調査し、監督員と協議の上、適切な避難導線の確保・仮設計画をたてること。
- ・既存建物の部分解体においては安全性の確認を行い、解体範囲を決定すること。
- ・空調設備を計画する際は、空調負荷計算を行いその結果を提出すること。
- ◎通期の週休2日制（4週8休以上の現場閉鎖）の工期・単価補正で工事金額を算出すること。

II 業務仕様

公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）（以下「共通仕様書」という。）と本特記仕様書は、相互に補完するものである。

1. 管理技術者等の資格要件

（1） 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

- ・ 一級建築士または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」

という。)

(ただし、二級建築士にあつては、建築士法第20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者とする。)

※ 管理技術者は、建築（意匠）の主任技術者を兼務してよいこととする。

(2) 担当技術者

担当技術者は ①建築（意匠）、~~・建築（構造）~~、~~・建築（積算）~~、~~・電気設備~~、~~・機械設備~~の部門について配置する。なお、各部門の兼務は良いこととする。

また、それぞれの部門の責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

a. 建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

1) 一級建築士の資格を有する者

b. 建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

1) 一級建築士の資格を有し、建築構造設計の業務に 5 年以上の経験を有する者

2) 建築士法第10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者

(以下「構造設計一級建築士」という。)

3) 建築基準法（昭和25 年法律第201 号。以下同じ。）第77 条の35 の7 に規定する構造計算適合性判定員の資格を有する者（以下「構造計算適合性判定員」という。)

c. 建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

1) (社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に 3 年以上の経験を有する者

2) (社) 日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者

d. 電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

1) 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有し、電気設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者

2) 建築士法10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者（以下「設備設計一級建築士」という。)

3) 電気設備工事の設計業務に10 年以上の経験を有する者

e. 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

1) 建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者

2) 設備設計一級建築士の資格を有する者

3) 機械設備工事の設計業務に10 年以上の経験を有する者

f. 主任担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。

・ 建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）

・ 電気設備と機械設備

- g. 主任担当技術者については、安曇野市建設部門入札参加資格者名簿（市内）に掲載されている業社の社員及び関係者以外の者とする。

2. 業務計画書

共通仕様書第3章3. 5の業務計画書（任意様式）には、次の内容を記載する。

- ・業務概要
- ・業務方針
- ・設計工程表（任意様式）
- ・管理体制及び連絡体制
- ・その他

3. 設計業務の内容及び範囲

（1）一般業務の範囲

~~a. 基本設計業務~~

- ~~・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務~~
- ~~・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務~~
- ~~・ 電気設備基本設計に関する標準業務~~
- ~~・ 機械設備基本設計に関する標準業務~~

b. 実施設計業務

- ◎建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

c. その他

- ・ 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・ 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- ◎工事費概算書の作成
- ・ 工事概要図の作成（位置図、配置図、工事概要、代表的な平面図・立面図、屋根伏図、その他監督員指定様式による）

（2）追加業務の内容及び範囲

- ◎積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）
- ・ 確認申請手続業務及びこれに付随する詳細協議（申請手数料は含まない）
- ・ 透視図作成（CG 着色パース、A3判、外観面、内観面）

- ・ 模型製作（スタディー用白模型 個（縮尺 1 / ））
- ・ 市町村条例等に基づく届出書の作成及び申請手続業務（安曇野市景観条例の届出）

④概略工事工程表の作成

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ・ 都市計画法施行規則第60 条による証明に係る手続業務
- ・ 長野県地球温暖化対策条例に基づく各検討及び届出に係る業務
- ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

（3） その他の業務の内容及び範囲

- ・ アスベスト含有調査（定性分析 検体）
- ・ シーリング材PCB 含有調査（ 検体）
- ・ 絶縁油中のPCB 含有試験（ 検体）

4. 業務の実施

（1） 一般事項

- ~~a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。~~
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計業務は、本特記仕様書Ⅰ 4（3）a に示す予定工事費を超過しないように行う。

（2） 提出書類

- a. 受注者は、次の書類を提出する。
 - ・ 技術者等の通知書（様式 1）
 - ・ 技術者経歴書（様式 2）
 - ・ 業務工程表（工程表）（様式 3）
 - ・ 業務計画書（様式 4）
 - ・ 業務委託承諾願（様式 5）（業務の一部を再委託する場合に限る）
- b. 受注者は、設計業務（補助業務を除く）の一部を再委託した場合は、再委託に係る契約書の写しを提出する。

（3） 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

(4) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

○公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(最新版)
○公共建築工事標準単価積算基準	同 上	(最新版)
○公共建築工事共通費積算基準	同 上	(最新版)
○官庁施設の基本的性能基準	同 上	(最新版)
○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	同 上	(最新版)
○官庁施設の総合耐震診断・改修基準	同 上	(最新版)
○敷地調査共通仕様書	同 上	(最新版)
○安曇野市建築工事の手引き	安曇野市	(最新版)

b. 建築

○建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(最新版)
○建築構造設計基準	同 上	(最新版)
○構内舗装・排水設計基準	同 上	(最新版)
○建築工事標準詳細図	同 上	(最新版)
○木造計画・設計基準	同 上	(最新版)
○建築工事設計図書作成基準	同 上	(最新版)
○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築木造工事標準仕様書	同 上	(最新版)
○建築解体工事共通仕様書	同 上	(最新版)

c. 建築積算

○公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(最新版)
○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築改修工事の積算マニュアル	同 上	(最新版)

d. 設備

○建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(最新版)
○建築設備設計基準	同 上	(最新版)
○建築設備工事設計図書作成基準	同 上	(最新版)
○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	同 上	(最新版)
○公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	同 上	(最新版)

- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 同 上 （最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 同 上 （最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 同 上 （最新版）

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部 （最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） 同 上 （最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 同 上 （最新版）

f. その他

- ・安曇野市社会福祉施設標準仕様書
- ・児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
- ・安曇野市保育園施設整備基準
- ・遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省健康局長通知 平成13年7月24日）

(5) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

~~b. 既存資料~~

- ~~・用地測量図（S-1/250、CADデータDXF、JWW）~~

~~但し、不動産登記簿付属地図CADデータDXF、JWWは即時提供可~~

- ~~・地質調査報告書~~
- ~~・既存敷地調査資料~~

c. 資料の貸与及び返却

貸与場所（安曇野市総務部財産管理課） 貸与時期（委託契約締結後）

返却場所（安曇野市総務部財産管理課） 返却時期（委託契約完了時）

(6) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等

業務委託内容に含まれない業務は、次のそれぞれ業務の業務内容のうち、「委託対象外業務等」欄に記された業務とする。

~~a. 基本設計業務~~

業務内容		委託対象外業務等
1)設計条件等の整理	(i)条件整理	—
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	—
2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	—
	(ii)確認申請に係る関係機関との打合せ	—
3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		—

4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	—
	(ii)基本設計方針の策定及び説明	—
5)基本設計図書の作成		—
6)概算工事費の検討		—
7)基本設計内容の説明等		—

b. 実施設計業務

業務内容		委託対象外業務等
1)要求等の確認	(i)要求等の確認	基本設計策定時に取得する情報の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	基本設計策定時に取得する資料の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii)確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計策定時に調整される事項により業務の軽減が図られる部分
3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(ii)実施設計のための基本事項の確定	監督員において判断する事項により業務の軽減が図られる部分
	(iii)実施設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	貸与等資料により業務の軽減が図られる部分
	(ii)確認申請図書の作成	—
5)概算工事費の検討		積算業務実施により業務の軽減が図られる部分
6)実施設計内容の説明等		実施設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

(7)その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 ()
指定部分の履行期限 ()
b. 成果物の提出場所 (総務部 財産管理課)
c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事

における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

1) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で 사용할ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

① 写真を公表すること。

② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 設計に係る著作権について

当該設計に係る著作権は、安曇野市に帰属する。

f. 設計図等への設計者等の明示について

提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

g. 設計業務要領

一般事項	○設計は関係法令に適合すること。 ○予定工事費を超過しないよう設計すること。 ○工法、名称、品質区分等は「建築学会基準」によるものとし、必要に応じその旨を表示すること。 ○使用材料の品質は、できる限り J I S 規格及び J A S 規格に統一し、特殊な使用材料は監督員と協議すること。
仮設計画	○施設利用者動線、障害物、道路幅員、交通規制、通路（重機搬入・長大物搬入）等を十分調査し、監督員と協議の上、適切な仮設計画をたてること。
意匠	○仕上げ材料は、使用形態を把握し、適切な材料を選定すること。 ○家具等の詳細は、監督員と協議すること。
設備工事関連	○設計にあたり、くい違い、取合い部の不合理が生じないよう十分協議すること。 ○電気・機械設備のための開口部補強は建築工事に含めること。 ○分割発注が想定される場合は、工事区分表を作成し、工事分担を明確にすること。
単価	○見積りは、製造業者・専門工事業業者 3 者以上とし、比較表を作成すること。 ○内訳書に単価根拠を明示すること。 ○単価採用の順位等については下記による。 1. 刊行物に掲載の市場単価 2. 公共建築工事標準単価積算基準による標準単価 3. 刊行物による「材工共」単価 4. 見積書による単価
設計書様式等	○工事名、各部の名称は監督員の指示による。 ○申請書関係図面については、必要最小枚数とし、A 4 版左綴じとすること。

5. 成果物、提出部数等

(1)基本設計

基本設計の成果物は下記により、体裁・提出部数等は、表1-1による。

a. 建築基本設計図書

1)計画説明書（設計主旨、要求性能）

2)建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画（仕上概要表、簡易な透視図を含む。）、景観計画、色彩計画、セキュリティー計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水浸透試験結果書を含む。）、工程計画、仮設計画、法令等摘要計画（各室面積検討を含む。）、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3)建築基本設計図（面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、各面立面図、断面図）

4)構造基本計画書（基本方針、仕様概要）

5)構造計画概要書（計画図、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書）

6)工事費概算書

7)各種技術資料

b. 電気設備基本設計図書

1)現地調査書

2)電気設備基本計画概要書

電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3)電気設備基本設計図

4)工事費概算書

5)各種技術資料

c. 機械設備基本設計図書

1)現地調査書

2)機械設備基本計画概要書

機械設備計画概要、機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3)機械設備基本設計図

4)工事費概算書

5)各種技術資料

（表1-1）

種 別	体 裁	部 数	備 考
・建築基本設計図書	ファイル綴じ（A3）	4部	電子データ（PDF形式）を含む
・建築基本設計図			CADデータ（SXF又はJWW形式）を含む

・電気設備基本設計図書			電子データ（PDF 形式）を含む
・電気設備基本設計図			CAD データ（SXF 又はJWW 形式）を含む
・機械設備基本設計図書			電子データ（PDF 形式）を含む
・機械設備基本設計図			CAD データ（SXF 又はJWW 形式）を含む
・打ち合わせ書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	
・CASBEE 評価	ファイル綴じ（A 4）	1 部	
・		部	
・		部	
① 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。（2 枚）			
② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			
③ 提出の体裁は、監督員の指示による。			

（２） 実施設計

a. 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1－2 による。 （表 1－2）

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎意匠設計図	原図	1 部	電子データ（CADデータ（JWW 形式）、PDF データ、（それぞれ名前あり・なし））を含む
（表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、敷地求積図・面積表、建築求積図・面積表、平均地盤面算定図、仕上表、各階平面図、各面立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、部分（断面）詳細図、展開図、床伏図、天井伏図、屋根伏図、建具キープラン、建具リスト、工作物等詳細図、外構計画図、外構詳細図、敷地横断面図、敷地縦断面図、解体撤去図、仮設計画図、工程表、日影図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面）			
・構造設計図	原図	1 部	電子データ（CADデータ（JWW 形式）、PDF データ、（それぞれ名前あり・なし））を含む
（特記仕様書、基礎・基礎梁伏図、各階伏図、小屋伏図、軸組図、断面リスト、標準詳細図、基礎配筋図、各部配筋図、鉄骨詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面）			
・上記設計図 製本	白焼き製本（A 1）	1 部	表紙、背表紙タイトル入り
◎上記設計図 製本	白焼き製本（A 3）	3 部	表紙、背表紙タイトル入り
・構造計算書	原本ファイル綴じ（A 4）	1 部	構造計画概要書を含む
◎工事費概算書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	
・工事概要図	ファイル綴じ（A 3）	1 部	電子データ（PDF 及びJWW 形式）を含む
・設計説明書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ（A 4）	適宜	

・木材使用状況報告書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・確認申請関係図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・各種申請図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・鳥瞰図	ファイル綴じ（Ａ３）	１部	電子データ（JPEG 形式）を含む 枚数（２枚・２カット）、額の有無（有）
・写真	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	電子データ（JPEG 形式）を含む
◎カタログ等	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・建物保全計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・アスベスト含有調査報告書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・シーリング材PCB 含有調査	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・絶縁油中のPCB 含有調査	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・CASBEE 評価書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・長野県地球温暖化対策条例に 基づく検討書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・自然エネルギー設備に係る検 討書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・福祉のまちづくり条例に係る 検討書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
① 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。（２枚） ② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 ③ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。 ④ 製本は、発注工事物件毎とする。			

b. 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表１－３による。（表１－３）

種 別	体 裁	部 数	備 考
・電気設備設計図	原図（Ａ１）	１部	電子データ（CADデータ（JWW 形式）、PDF データ、（それぞれ名前あり・なし））を 含む
（表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、系統図、平面図・弱電配線図、機器一覧表、音響設備取付図、機器姿図、機器・ 配線撤去図、配置図、工程表、関係法令等適合図、その他必要とされる図面）			
・機械設備設計図	原図（Ａ１）	１部	電子データ（CADデータ（WW 形式）、PDF データ、（それぞれ名前あり・なし））を 含む
（表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、屋外配管図、凡例・系統図・機器表、各階平面図・平面詳細図、既存撤去図 及び仮設図、施工区分表、施工標準図、工事工程表、検討案比較、関係法令等適合図、その他必要とされる図面）			

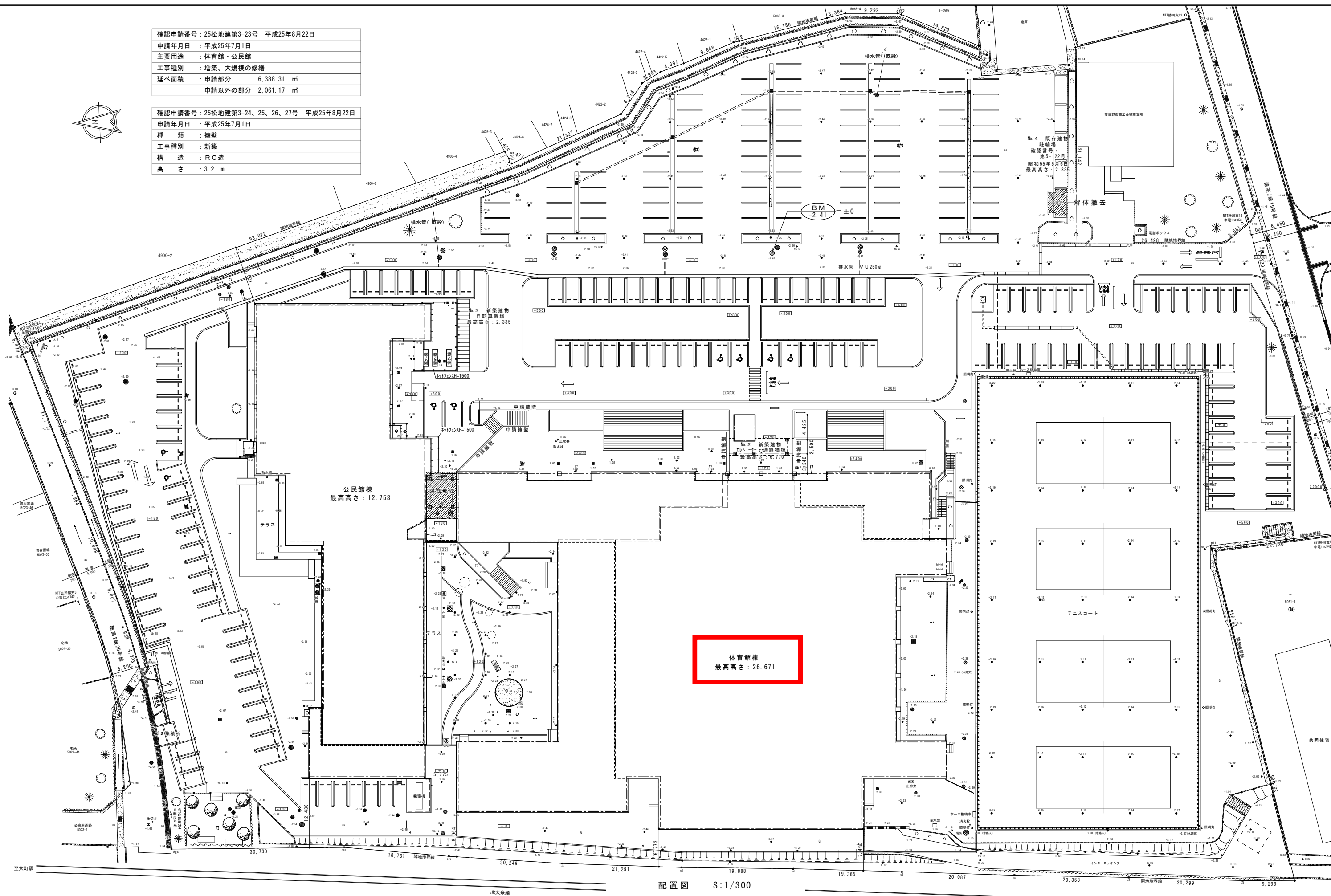
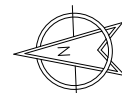
・ 上記設計図 製本	白焼き製本（Ａ１）	１部	表紙、背表紙タイトル入り
・ 上記設計図 製本	白焼き製本（Ａ３）	３部	電子データ（PDF 形式）を含む 表紙、背表紙タイトル入り
・ 電気設備計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	電子データ（PDF 形式）を含む
・ 機械設備計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	電子データ（PDF 形式）を含む
・ 工事費概算書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・ 設計説明書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	設計意図伝達事項の記載を含む
・ 打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・ リサイクル計画書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・ 確認申請関係図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・ 各種申請図書	ファイル綴じ（Ａ４）	適宜	
・ 省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・ 省エネルギー改修計画提案書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・ 長野県地球温暖化対策条例に 基づく検討書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	
・		部	
① 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。（２枚） ② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 ③ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。 ④ 製本は、発注工事物件毎とする。			

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表１－４による。（表１－４）

種 別	体 裁	部 数	備 考
【建 築】			
○工事内訳書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	電子データ（エクセル形式）を含む
○積算数量調書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○積算数量算出書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○複合単価等作成資料	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○打ち合わせ書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【電気設備】			
・ 工事内訳書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	電子データ（エクセル形式）を含む
・ 積算数量調書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 積算数量算出書	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 複合単価等作成資料	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（Ａ４）	１部	他のファイル綴りと併用を可とする。

・ 打ち合わせ書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【機械設備】			
・ 工事内訳書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	電子データ（エクセル形式）を含む
・ 積算数量調書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 積算数量算出書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 複合単価等作成資料	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
・ 打ち合わせ書	ファイル綴じ（A 4）	1 部	他のファイル綴りと併用を可とする。
① 電子データ類は、実施設計における電子データを収録したCD-R に収録し提出する。（2 枚）			
② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			

確認申請番号	25松地建第3-24、25、26、27号	平成25年8月22日
申請年月日	平成25年7月1日	
種類	擁壁	
工事種別	新築	
構造	RC造	
高さ	3.2 m	



受領印	所 長	課 長	担 当	作 園	使用CAD	実 尺	縮 尺 A1 1/300 A3 1/600	工事名称 穂高会館耐震補強等改修工事	図面番号 A-009
					JW-CAD	訂			
					作図精度	正			
					0. 0	準			
						作成年月日	2013. 5. 15	図面名称 配 置 図	完成図

[illegible]

1 階平面図 S=1/300

1 階平面図

